

# 工事請負契約における 設計変更ガイドライン (案)

内閣府  
沖縄総合事務局 開発建設部

- **このガイドライン(案)は、沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港事業を除く)の所掌する工事請負契約に適用するものである。**

# 目次

<b>1. 本ガイドライン策定の背景</b> . . . . .	<b>P. 1</b>
土木請負工事の特徴	
発注者の留意事項	
策定の理由	
設計変更の現状	
<b>2. 設計変更が不可能なケース</b> . . . . .	<b>P. 3</b>
<b>3. 設計変更が可能なケース</b> . . . . .	<b>P. 4</b>
設計変更が可能な場合	
設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	( 契約書 1 8 条 1 - 2 )
設計図書の表示が明確でない場合の手続き	( 契約書 1 8 条 1 - 3 )
設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き	( 契約書 1 8 条 1 - 4 )
工事中止の場合の手続き	( 契約書 2 0 条 )
「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	
<b>4. 設計変更手続きフロー</b> . . . . .	<b>P.10</b>
<b>5. 関連事項</b> . . . . .	<b>P.11</b>
指定・任意の正しい使い分け	
入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	
<b>6. おわりに</b> . . . . .	<b>P.13</b>
<b>7. その他(参考図書・通達等)</b> . . . . .	<b>P.14</b>

# 1 策定の背景

## 土木請負工事の特徴

土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

## 発注者・請負者の留意事項

### 発注者

設計積算にあたって、平成14年4月30日付通達「条件明示について」に記載されている工事内容に関する項目については、必ず条件明示するよう徹底する。



### 請負者

工事の着手に当たって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

## 取扱い策定の理由

設計変更業務の改善を図るためには、発注担当者等が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要がある。



そこで、既存の通達等を踏まえ、設計変更における課題と留意点を「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」として取りまとめた。

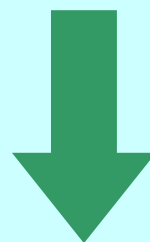
## 設計変更の現状

契約図書に明示されている事項

任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確となっている事項



契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて金額変更が必要となるケースがある。



任意仮設等の一式計上されている事項や設計図書に脱漏又は表示が不明確なために、その変更対応が問題となっているケースがある。

## 2 設計変更が不可能なケース

下記の場合においては、原則として**設計変更できない**。  
(尚、災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**請負者が独自に判断して施工を実施**した場合
- 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合
- 「承諾」で**施工**した場合
- 工事請負契約書・土木工事共通仕様書(案)に定められている**所定の手続を経ていない場合(契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-3～1-1-15)**
- **正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等**の場合

### 3 設計変更が可能なケース

・設計変更が可能な場合。(下記のような場合においては**設計変更が可能**である)

- 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**(ただし、所定の手続が必要)
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**請負者の責によらず、工事着手出来ない場合**
- **所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」**によるもの。  
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。……**協議書において明示する。**)
- 請負者がおうべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再認識して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。  
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注すべきではないか)を明確にする。)
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。(新規工程の追加、主たる工程の変更)

## ・設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書第18条第1項の二)

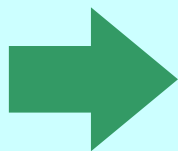
発注者は、「条件明示について」の通達に基づいて、設計図書の中で条件明示を適切に明記するものとする。

請負者は「条件明示について」の通達に示された事項で、条件明示する必要がある場合に設計図書に明記されているかの確認を行うものとする。

- ex.ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合。
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

### 請負者

「契約書第18条(条件変更)第1項 二」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知



### 発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)



請負者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める



## ・設計図書の表示が明確でない場合の手続き

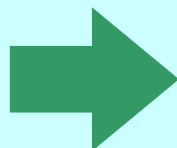
(契約書第18条第1項の三)

ex.ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合

イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合。

### 請負者

「契約書第18条(条件変更等)第1項 三」に基づき、その旨を直ちに監督職員に通知



### 発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)



請負者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

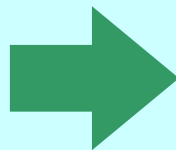
# ・設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第18条第1項の四)

- ex.ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- イ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

## 請負者

「契約書第18条(条件変更等)第1項 四」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え)と現地条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知



## 発注者

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



請負者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

## ・工事中止の場合の手続き

(契約書第20条)

(請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合の手続き) (別途：工事一時中止に係るガイドライン(案)参照)

- ex.ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに乙の責によらず施工できない場合
  - イ. 警察、河川・道路管理者等の管理者間協議が未了の場合
  - ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
  - エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合

### 請負者

### 発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、請負者が工事を施工することができない。

「契約書第20条(工事の中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない。

負債者は、土木工事共通仕様書1-1-13第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

発注者より、一時中止の指示(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る。

発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数を吟味し、基本計画を承諾

基本計画書に基づいた施工の実施

承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施

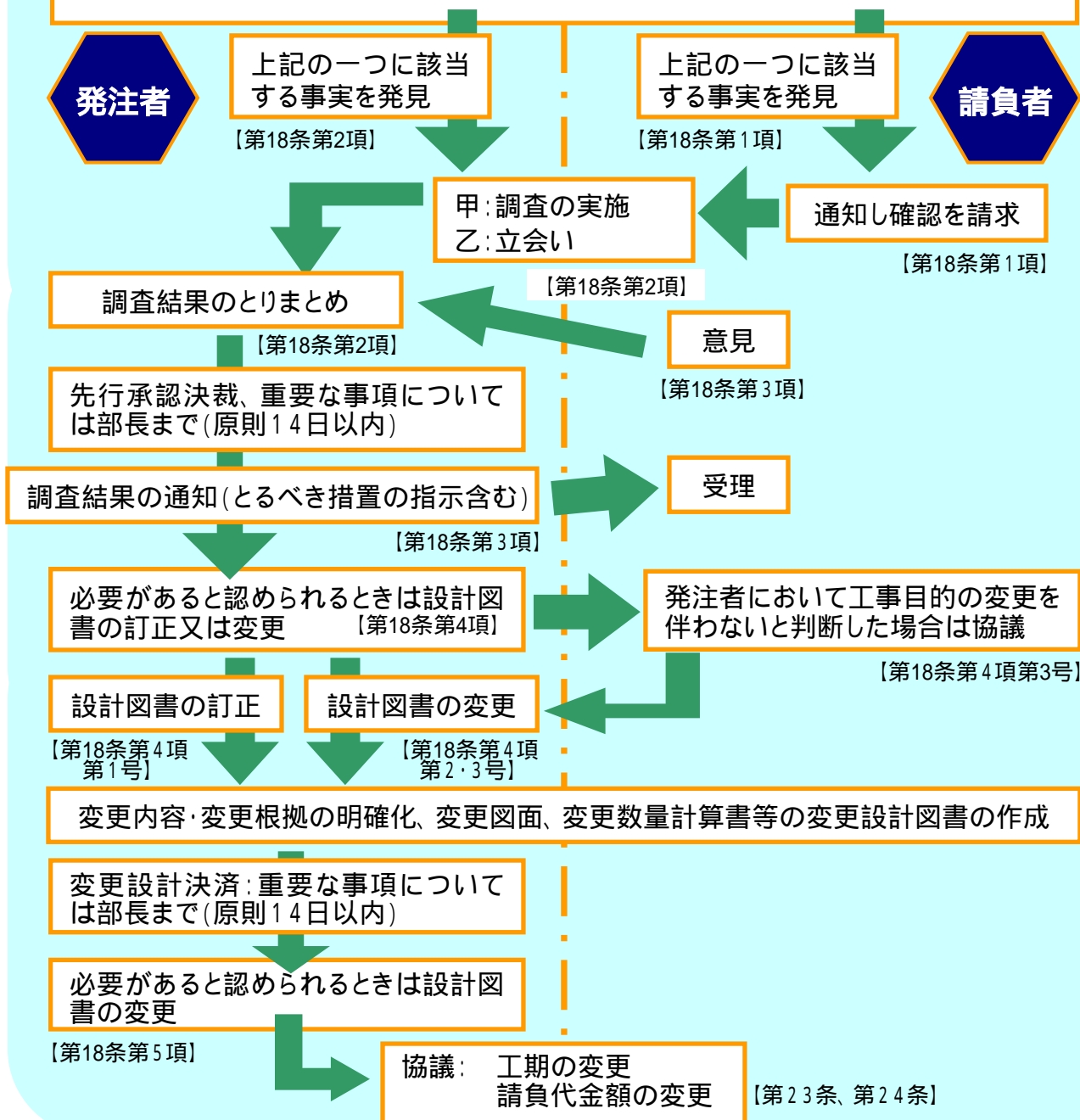
・「設計図書の照査」の範囲をこえるもの  
請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為として  
は、以下のものなどが想定される。

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算および図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
12. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
13. 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「15-4-3路面切削工」「15-4-5切削オーバーレイ工」「15-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる)。

(注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

# 4 設計変更手続フロー

図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。  
 設計図書に誤謬、脱漏があること  
 設計図書の表示が明確でないこと  
 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと  
 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと  
 【第18条第1項】



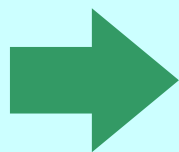
# 5 関連事項

## ・指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
- 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。
- 指定仮設とする要件は、「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に明示してある。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、請負者が自らの責任で行うもので仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。(変更の対象としない)



発注者(監督者)は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

任意における下記のような対応は不適切

- ・ 工法で積算しているのに、「 工法以外での施工は不可」との対応。
- ・ 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているのに、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・ 新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

## ・入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に関する疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がることになる。(請負者等への指導)

### 【入札前】

- この工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書、図面、仕様書、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得、工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。(現場説明資料 説明事項 1.入札について(1))
- 入札参加者は仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員へ説明を求めることができる。(競争契約入札心得 第4条(入札等))

### 【契約後】

- 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。(共通仕様書1-1-3 設計図書の照査等)

## 6 おわりに

本「工事請負契約における設計変更ガイドライン」は、設計変更の取扱いについての様々な課題に対して受発注者間で共通の目安を有することを目的としてとりまとめたものです。

今後、さらに関係課等と協議し、「設計変更ガイドライン」として策定すべく、必要な事項を追加していくこととしております。

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課



# その他(参考図書・通達等)

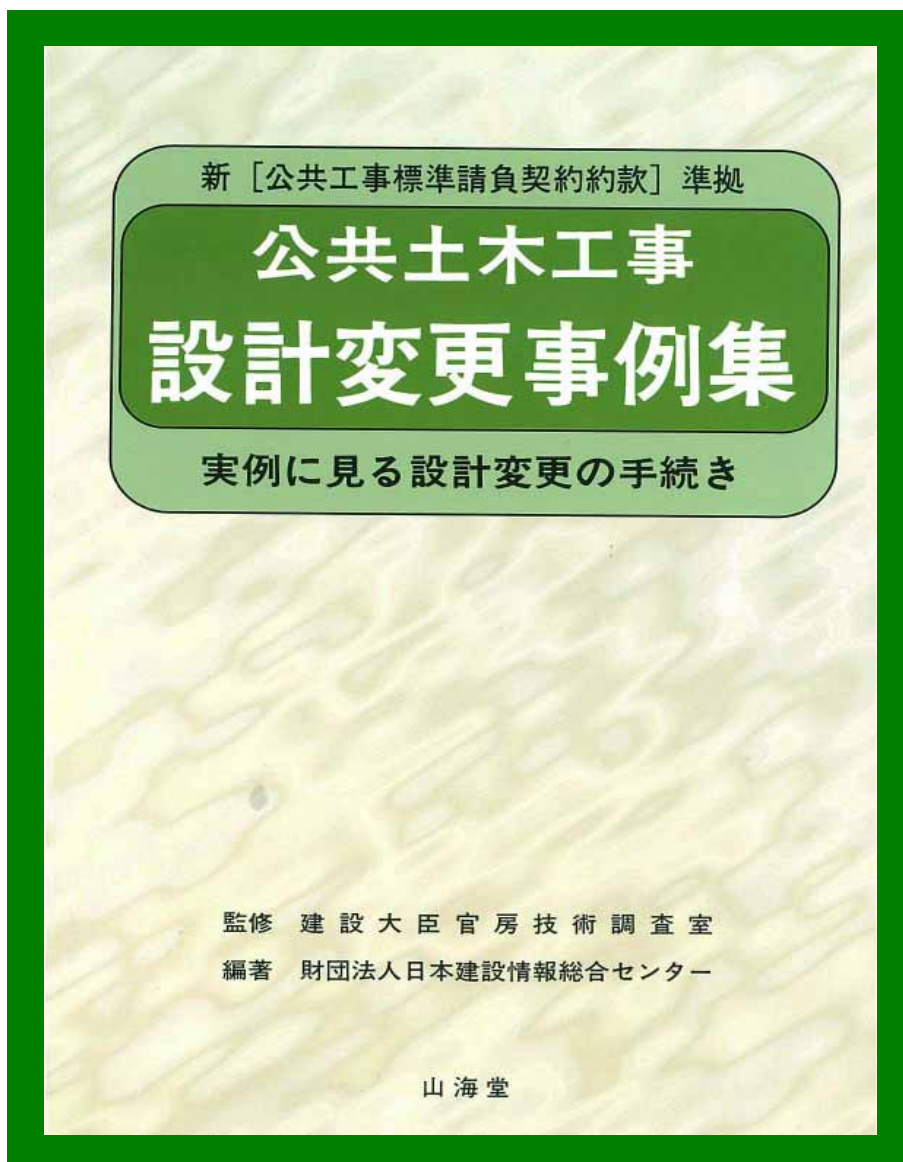
## 参考図書

「公共土木工事設計変更事例集」  
(実例に見る設計変更の手続き)

監修 大臣官房 技術調査課

編著 財団法人 日本建設情報総合センター

発行 株式会社 山海堂(TEL03-3816-1617)



# その他(参考図書・通達等)

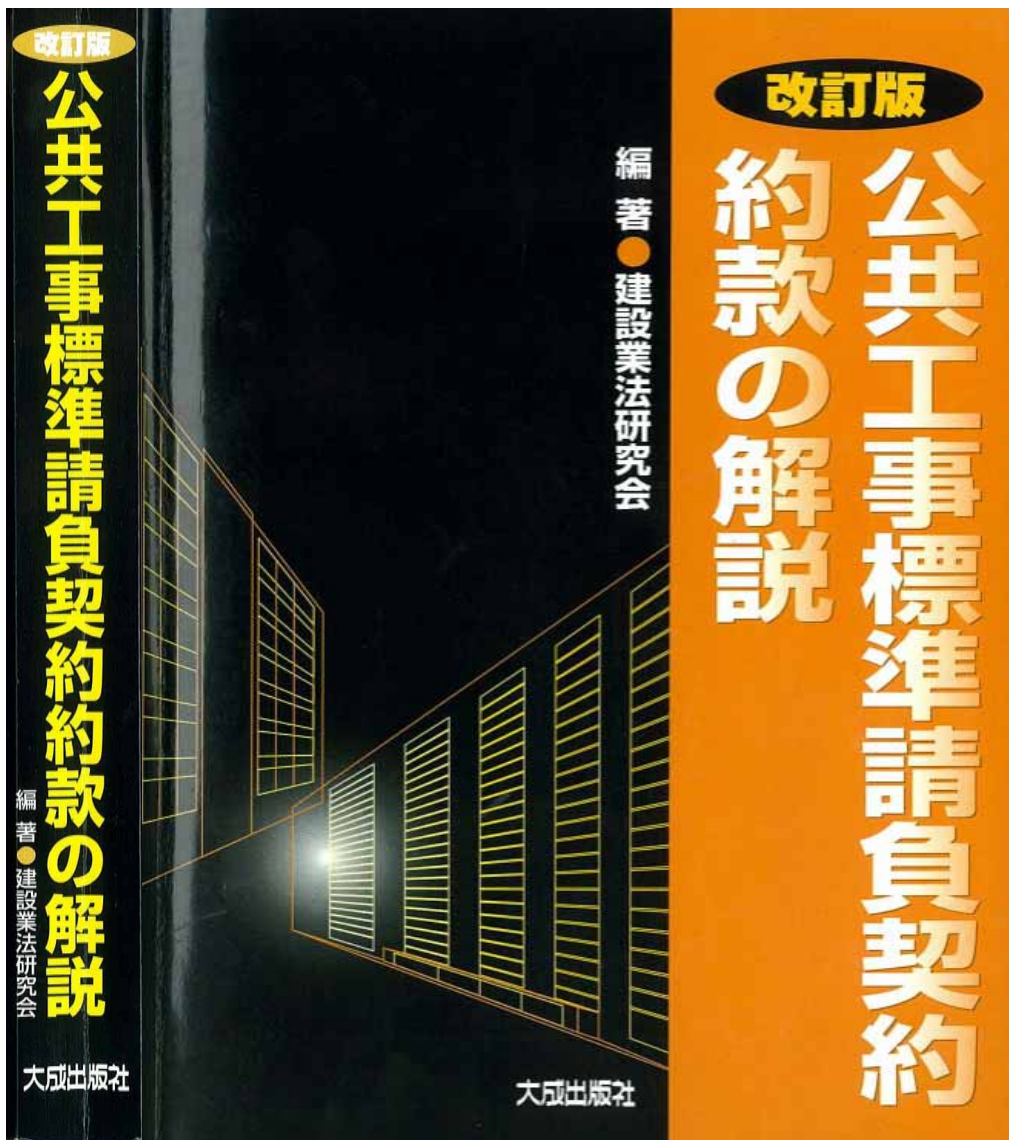
## 参考図書

「公共工事標準請負契約約款の解説」

監修 建設業法研究会

発行 株式会社 大成出版社

(TEL03-3321-4131)



# その他(参考図書・通達等)

通達「条件明示について」

府開技術 第 66 号  
(平成14年4月30日)

府開技術第66号  
平成14年4月30日

公園調整官  
技術管理課長  
河川課長  
道路建設課長  
道路管理課長  
北部ダム事務所長  
北部ダム統合管理事務所長  
北部国道事務所長  
南部国道事務所長  
国営沖縄記念公園事務所長

殿

開発建設部



条件明示について(空港・港湾は除く)

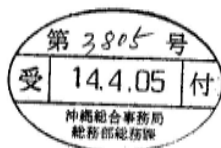
標記について、平成14年3月28日付国官技第369号国土交通省大臣官房技術調査課長より、通知があったので送付する。

なお、平成14年4月1日から適用するものとする。

# その他(参考図書・通達等)

通達「条件明示について」

府開技術 第 66 号  
(平成14年4月30日)



国官技第369号の2  
平成14年3月28日

沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長



条件明示について

標記について、別紙のとおり各地方整備局企画部長あて通知したので、参考までに送付します。

# その他(参考図書・通達等)

## 通達「条件明示について」

府開技術 第 66 号  
(平成14年4月30日)

国官技第 369号  
平成14年3月28日

各地方整備局企画部長  
北海道開発局事業振興部長 ) あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

### 条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第24号」(平成3年1月25日付け)に補足追加し、明示項目及び明示事項(案)をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」(平成3年1月25日)建設省技調発第24号は廃止する。

### 記

#### 1. 目的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

#### 2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

#### 3. 明示項目及び明示事項(案)

別紙

#### 4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

#### 5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。



# その他(参考図書・通達等)

## 通達「条件明示について」

府開技術 第 66 号  
(平成14年4月30日)

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> </ol>

# その他(参考図書・通達等)

## 通達「条件明示について」

府開技術 第 66 号  
(平成14年4月30日)

明示項目	明示事項
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設 備 関 係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物物 関 係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 件 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等

明示項目	明示事項
そ の 他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事中電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

# その他(参考図書・通達等)

## 通達「条件明示について」

府開技術 第 66 号  
(平成14年4月30日)

明示項目	現行明示事項	改訂明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期。</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、特定される施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議内容及び成立見込み時期</li> <li>他官庁等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件</li> <li>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>工事着手前に地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は、その調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事用地等に未処理部分がある場合は、処理の見込み時期</li> <li>施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵等)のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋等の調査の方法、範囲等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>水誌・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処置条件等)</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>



# その他(参考図書・通達等)

通達「条件明示について」

新旧対比表(参考)

府開技術 第 66 号

(平成14年4月30日)

明示項目	現行明示事項	改訂明示事項
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>発破作業等の保全設備及び保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合                     <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等</li> <li>搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>仮道路を設置する場合                     <ol style="list-style-type: none"> <li>仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間</li> <li>仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)</li> <li>仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> <li>工事のため、一般道路を占用する場合は、その期間及び範囲</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合                     <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>仮道路を設置する場合                     <ol style="list-style-type: none"> <li>仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間</li> <li>仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)</li> <li>仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> </ol>
明示項目	現行明示事項	改訂明示事項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度にわたり使用する場合又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容・期間</li> <li>仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> <li>仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> <li>仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>残土が発生する場合は、残土の受入場所、距離、時間等の処分条件</li> <li>産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再生処理場又は最終処分場を指定する場合は、その場所、受入条件等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</li> <li>建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</li> </ol>

# その他(参考図書・通達等)

通達 「条件明示について」

新旧対比表(参考)

府開技術 第 66 号

(平成14年4月30日)

明示項目	現行明示事項	改訂明示事項
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等に占有物件等の工事支障物が存在する場合は、その移設、撤去、防護等の方法、時期及び期間</li> <li>2. 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その内容</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等への占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、<u>支障物件名、管理権、位置、移設時期、工事方法、防護等</u></li> <li>2. 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その<u>工事内容及び期間等</u></li> </ol>
排水工濁水処理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容</li> </ol>	
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、その工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量及び注入量等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、<u>設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</u></li> <li>2. <u>周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</u></li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事事務機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間等</li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等</li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>4. 工事事務電力等を指定する場合は、その内容</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事事務機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、<u>保管方法等</u></li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での<u>再使用の有無引き渡し場所等</u></li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、<u>引渡場所、引渡期間等</u></li> <li>4. <u>関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</u></li> <li>5. <u>架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</u></li> <li>6. 工事事務電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>7. <u>新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</u></li> <li>8. <u>部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</u></li> <li>9. <u>給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</u></li> </ol>